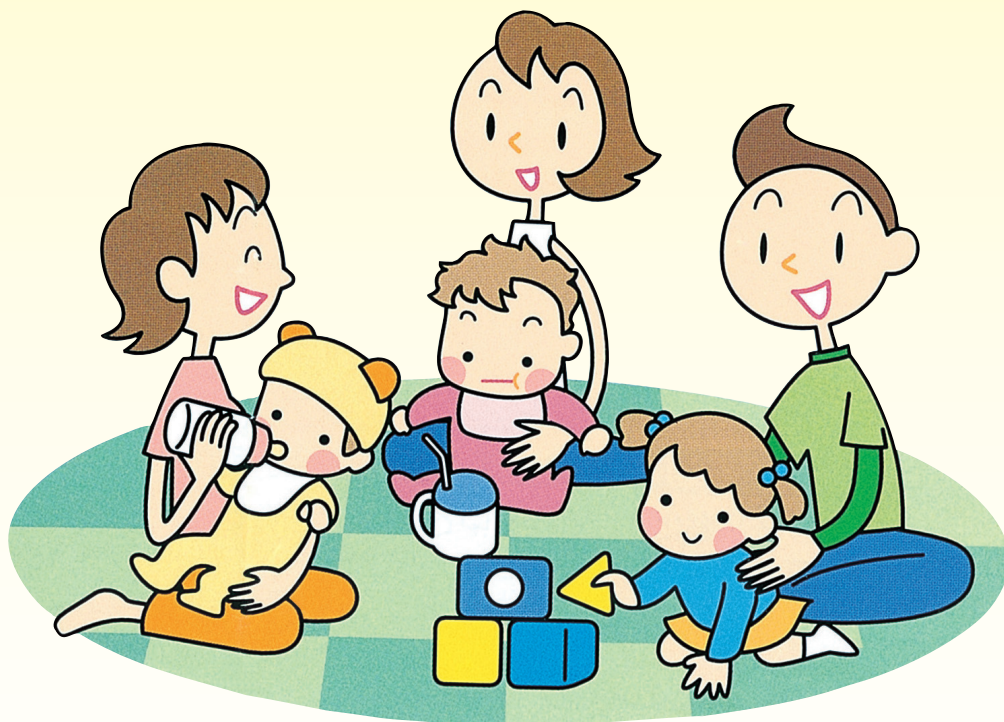


函館市男女共同参画推進条例 のあらまし

豊かで活力のある
男女共同参画社会の実現をめざして



函 館 市

はじめに

函館市では、平成10年に、男女共同参画の推進をめざし、その基本計画である「はこだてプラン21」を策定し、各種講座の実施や情報誌の発行など様々な取組を行ってきました。しかしながら、社会全体では男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとはいえず、性別による固定的な役割分担意識およびそれに基づく慣習等が存在していることから、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。そのため、市、市民および事業者の皆さんが一体となって、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会、すなわち男女共同参画の実現をめざすため、条例を制定し、平成17年4月から施行しました。

その後、平成20年には条例の理念を踏まえて、「はこだてプラン21」に次ぐ第2次基本計画「はこだて輝きプラン」を策定し、引き続き、市民の男女共同参画の意識づくりをはじめ、様々な取組を行っております。



男女共同参画を推進するための基本理念(第3条)

基本理念は、市、市民および事業者が男女共同参画を推進していくうえで、基本となる考え方で、次の6つがあります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動を行うことができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えること。

政策等の立案決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保すること。

家庭生活とその他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにすること。

性に関する理解と尊重

男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合い、生涯にわたり人格の尊厳を保つこと。

国際社会の動向への留意

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際社会における取組を踏まえながら推進していくこと。

市, 市民, 事業者の責務 (第4条—第6条)

条例では, 市, 市民, 事業者に対し, 次に掲げる責務を定めています。

市の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な策定および実施
- 市民, 事業者, 国および他の地方公共団体との連携

市民の責務

- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進についての積極的かつ主体的な取組
- 市が実施する施策への協力

事業者の責務

- 事業活動における男女共同参画の推進についての積極的な取組
- 市が実施する施策への協力



性別による権利侵害の禁止 (第7条)

何人も, 社会のあらゆる分野において, 次に示す性別による権利侵害を行ってはならないことを定めています。

**性別を理由とする
差別的取扱い**

**セクシュアル・
ハラスメント**

**ドメスティック・
バイオレンス**

用語解説

■セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し, その意に反して性的な言動を行うことにより, 当該者の就業等における生活環境を害して不快な思いや体験をさせること, または性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。

■ドメスティック・バイオレンス

夫婦, 恋人等の男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。

男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条―第14条)

市は男女共同参画を推進するために、次のとおり基本的な施策を定めています。

基本計画の策定

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民や事業者、函館市男女共同参画審議会の意見を聴き策定します。

調査研究

市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。

施策の策定に当たっての配慮

さまざまな市の施策の策定に当たっては、男女共同参画に配慮することが必要です。

実施状況等の公表

市民や事業者の理解や協力を求め、協働していくためには、男女共同参画に関する施策の実施状況の概要を公表することが必要です。

附属機関等における男女共同参画の推進

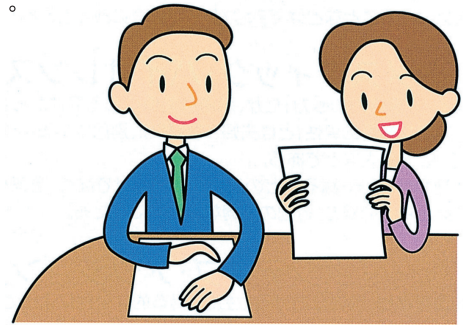
審議会等の附属機関や各種委員会においては、男女の数が同数もしくはできるだけ同数に近い数になるよう、努力することが必要です。

教育の推進

市、市民、学校や保育所を設置または管理する者それぞれが、男女共同参画に関しての努力義務を果たし、連携協力のもと教育を推進していくことが必要です。

情報の提供等

市は、市民や事業者に対し、情報の提供等の各種の支援や広報等の啓発活動を行い、市民や事業者の理解を深めるための施策を講じていくことが必要です。



男女共同参画苦情処理委員(第15条―第18条)

市の機関やその他の場面でなされた、男女の人権の侵害など、男女共同参画を阻害すると認められるものに関し、苦情等の相談を受け適切な助言を与えることなどにより、問題の解決を図るため男女共同参画苦情処理委員制度を創設します。

男女共同参画審議会(第19条―第23条)

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議をするため、市民や事業者、学識経験者、関係団体の代表などから構成される審議会を設置します。

男女共同参画苦情処理委員および男女共同参画審議会につきましては、平成17年10月1日から施行します。